

平成29年6月26日

在香港日本国総領事館

海外にお住まいの方で、日本の年金制度に加入したことがある方への御案内

平成29年8月より、年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。

詳細は、下記URL（日本年金機構HP）を御参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/international/english/index.files/leaflet.pdf>